

愛媛銀行

2013
初夏
No.273

ひめぎん

Information from The Ehime Bank

情報

特集

内子町の紹介

内子町役場 総務課





Contents

1 特集 内子町の紹介 内子町役場 総務課

- 5 「経世瑣言」に学ぶ ～安岡正泰氏をお招きして～
愛媛銀行 三樹会事務局
- 6 愛媛銀行寄附講座・聖カタリナ大学「風早の塾」現代社会を生きる叡智 ～生老病死をこえて～
横山 知玄・根上 優・山本 克司・徳田 剛／聖カタリナ大学コーディネーター
- 8 えひめ産業振興財団 地域課題解決活動創出助成事業 事業者紹介
NPO法人 いりこ倶楽部／NPO法人 佐礼っこ／NPO法人 住・環境デザイン研究所／NPO法人 わんねすはうす
- 10 えひめ結婚支援センターから考える少子化対策と地域活性化 vol.2
能智 千恵子／一般社団法人愛媛県法人会連合会 えひめ結婚支援センター 結婚支援員
- 15 愛媛大学森林環境管理リカレントコースの修了について
井上 心愛／ひめぎん情報センター 主任研究員
- 18 海運業の発達と現状⑤ ～世界に誇れる地場産業「愛媛船主」の概要～
日野 満／愛媛銀行 審査第一・第二部 部長兼船舶ファイナンス室長
- 22 法律の基礎の基礎④ ～判例について～
岡本 真也／愛媛銀行 営業統括部／弁護士
- 24 消費税率引上げに伴う経過措置について
山本 昭男／愛媛銀行 営業統括部／税理士
- 25 改正労働契約法について
神野 哲夫／愛媛銀行 営業統括部／社会保険労務士・一級FP技能士
- 26 愛媛県内のシニアマーケットについて
ひめぎん情報センター
- 28 TPP (Trans-Pacific Partnership:環太平洋経済連携協定) について
山本 一章／ひめぎん情報センター 研究員
- 30 OLマネー感覚アンケート調査 (一部抜粋)
- 31 最近の愛媛県内景気

特集

内子町の紹介

内子町役場 総務課



内子町の概要

内子町は内子町と五十崎町、小田町が平成17年1月1日に合併し誕生した、人口18,000人ほどの町です。

愛媛県のほぼ中央部に位置し、県都松山市から西南約40^{キロ}に位置し、JR特急や高速自動車道で約25分で市街地まで到着します。総面積は299.50km²で、その広がりには東西に30.0^{キロ}、南北17.9^{キロ}。肱川の支流である小田

川が町の中心部を流れ、市街地の回りを田園地帯が囲んでいます。

気候は盆地という地形から若干寒暖の差がある内陸性気候ですが、平均して約15℃と温暖であり、年間降水量は約1,500～1,600mmと耕作に適した地域です。落葉果樹の柿をはじめ、ぶどう、もも、梨などの産地でもあり、野菜も葉ものから根菜までさまざまな品種が生産されています。

町並み、村並み、山並みが美しい、 持続的に発展するまち

内子町は「町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち」を将来の目標としてまちづくりをしています。

① 内子の町並み

八日市護国地区の町並みは昭和57年に四国で初めて国の重要伝統的建造物群に選定されました。同地区は、肱川の支流小田川の流れる旧内子地区の市街地にあり、金比羅参りや四国遍路などの交通の要所として古くから栄えたところでした。とりわけ江戸後期から大正にかけて製蠟業が発達し、芳我弥左右衛門氏が蠟花式箱晒法を発明してからは、良質な白蠟の産地として隆盛を極めたといえます。旧街道沿いの約600軒の通りには、繁栄ぶりを物語る豪壮な蔵屋敷や町家が軒を連ね、当時の面影を今に残しています。



八日市護国地区の町並み

町並みの建物は、浅黄色と白漆喰で塗りこめられた重厚な外壁をもち、棟を街路と平行

に通す平入造りで、街路に面して屋根線壁面が通っています。隣家との間には、路地や水路など近世の都市遺構がそのまま残り、地区全体として歴史的環境を保全しています。また町並みの中にある上芳我家住宅は明治27年に建てられた主屋をはじめ、敷地内に10棟の建物があり、木蠟の生産施設と住居環境が一体で残る貴重な遺構です。住居部分には質の良い材をもちいており、敷地も往時の面影がよく伝わってきます。平成2年（1990）に国の重要文化財に指定されました。また平成3年（1991）には、「内子及び周辺地域の製蠟用具1,444点」が国の重要有形民俗文化財に指定されています。



上芳我邸

内子商店街の近くには、大正5年に大正天皇の即位を記念して建てられた木造2階建て瓦葺き入母屋造りの芝居小屋「内子座」があります。内子座は、その後昭和20年代に映画館に改修され、映画が斜陽になった昭和40年代からは商工会館に転用されていました。昭和50年代には建物の老朽化が進み、取り壊して商店街の駐車場にという声もありましたが、町民の熱意で昭和60年に芝居小屋として往時の姿に復元されました。現在は、建物を一般公開し、年間を通して多くの見学者で賑わっています。また、町民の文化の殿堂として、文楽をはじめ様々なイベントに活用されています。

内子座は、平成28年に創建100周年を迎えます。そのため町民や専門家を交えた委員会を立ち上げ、100周年に向けた記念イベントの企画と準備を行っています。



内子座

② 内子の村並み

中山間地域が多い内子町には昔ながらの農村風景が広がる地域が町内各地にたくさんあります。各地の山里では豊かに広がる農地に米や野菜、果物などの農作業が行われ、内子町の農業を支えています。

「泉谷地区の棚田」は標高470mの山間地に位置し、団地面積4ha、平均勾配1/3の急傾斜地水田農村地帯です。山間地に位置するため寒暖の差が大きく、また農作機械をほとんど使用しないなど昔ながらの方法で作られる棚田米は高品質で人気があります。地元農家と都会の住人が一緒に米作りを行う「オーナー制度」も人気で、農作業から食べ物の大切さを学ぶことができます。これらの活動が



泉谷棚田

評価され、平成11年に「日本の棚田百選」に選ばれています。

またふるさとの良さを再認識し、昔からある伝統を守り伝えています。

川登地区の「川まつり・筏流し」は4月第4日曜日に行われる行事です。河川環境の保護を目的とした地域づくり活動の一つとして、一級河川肱川支流の小田川で、かつて木材の出荷方法として使われていた筏を復活させようと地域住民のみなさんがイベントとして復活させました。10連以上つながる筏に昔ながらのみの、菅笠姿で筏師が立ち、急流を巧みに捌きながら下流へと導きます。



筏流し

石畳地域は昭和62年より、地域の歴史、自然や文化を活かした地域振興をめざす「村並み保存運動」を展開してきました。



石畳水車小屋かやぶき屋根葺き替え

農家の若者たちで結成された「石畳を思う会」は、水車小屋の復元などによる農村文化の継承と景観保存、ソバ栽培と手打ちそば作りによる地域食文化の継承、ホタル保護による自然環境の保全、地域資源を活かした交流事業に取り組んでいます。



石畳そば

③ 内子の山並み

総面積299.5km²のうち、約77%にあたる231km²を山林が占めている内子町。その中で山並みのシンボルとなっているのが「小田深山」です。標高1,200~1,300m級の山々に囲まれている「小田深山」は、県立自然公園四国カルスト園内にあり、四季折々に美しい顔を見せる深い渓谷は、多様な生態系を育む、貴重な自然の宝庫です。夏は避暑地で、秋は



秋の小田深山

紅葉狩り、冬はスキーで多くの人を訪れる、観光スポットになっています。

また小田深山の自然と触れ合うことと保全を目的とした「せんの森プロジェクト」を立ち上げています。自然林をフィールドに、自然環境の保全や、自然を活用したエコ・ツアー等の活動を行っています。25年度は学習散策会（ブナの森や溪流の環境や小田深山の文化など）、散策ツアー（春、秋実施。一般募集）、四季のイベント、自然調査などの行事を行う予定としています。



せんの森プロジェクト

「経世瑣言」に学ぶ ～安岡正泰氏をお招きして～

愛媛銀行 三樹会事務局



「三樹会」は、塾頭を当行会長中山紘治郎が務め、愛媛新聞社の今井琉璃男相談役を名誉顧問としてお迎えし、愛媛県内の若手経営者や経営幹部が漢学を通じて「徳性」を涵養すると共に、地域の政財界を担う指導者としての資質を身に付けることを目的とした私塾で、2010年9月に開塾しました。現在三期生が月に一度勉強会を開催し、漢学から人倫の基本やものの見方・考え方を学び、人間のあるべき姿を思索しています。

さる、平成25年3月14日には、東洋哲学研究の泰斗でもあった、故・安岡正篤氏のご次男である安岡正泰氏をお招きし、「経世瑣言」についての貴重な講話を賜りました。前半では故・安岡正篤氏のお話をされ、後半では「経世瑣言」を通じて国家・国民そして教育のあり方についてお話されました。

ここでは、その内容について、ご紹介致します。

【要約】

● 臣道

臣道とは国民の在り方を説くものであり、国民の中でも政治家・官僚は「省」つまり「はぶく」事が大切になり、単純化することにより迫力が生まれてくる。

● 教育

教育特に戦前の「教育勅語」は日本人の道徳意識を涵養する上で非常に大きな役割を担って

【安岡正泰氏 略歴】

- (公財)郷学研修所・安岡正篤記念館理事長、安岡活学塾塾長
- ・昭和6年東京都生まれ。安岡正篤氏の次男
- ・昭和31年早稲田大学第一法学部卒業。同年、日本通運(株)に入社
- ・平成元年取締役就任。平成3年常務取締役、平成5年常務取締役中部支店長、平成7年退任。日本通運健康保険組合理事長を経て、平成11年より(公財)郷学研修所・安岡正篤記念館理事長
- ・平成22年安岡活学塾を開塾し塾長に就任、現在に至る

※活学とは、学んだことを知識のみに留めず、知恵として発展させ実践すること。安岡活学塾は“われら如何に生くべきか”の知見を学ぶことを目的とし、生命力のある活学を学ぶ場所。

いた。戦後はGHQにより廃止されたが、現代の世の中で改めて学ぶ意義は大きい。

● 企業の在り方

われわれが利害や才能でやっていることは事業である。企業は誰にでも喜ばれる「喜業」でなければならない。喜業になり、事業にその人の人間内容(徳)が出てはじめて徳業となる。これが企業の在り方というものである。

● 歴史

家族の歴史の集まりが日本の歴史であり、国の歴史の集まりが世界の歴史になる。その結びつきである「縁」を我々は大事にし、これからもつなげていかなければならない。



愛媛銀行寄附講座・^{かざはや} 聖カタリナ大学「^{じゆく}風早の塾」 現代社会を生ききる叡智 ～生老病死をこえて～

(後援・愛媛県、松山市教育委員会)

聖カタリナ大学コーディネーター

横山 知玄・根上 優・山本 克司・徳田 剛



国境を越えて激動する現代社会、国家から国民一人ひとりの日常生活のあり方までが今大きな転機を迎えている。これまで国内の要請を発展の目標としてきた国家のあり方から国際社会の要請を国家存続の資源に轉換していくことなくしては生きられない時代となった。今、国家の枠組みと国民の日常生活の営みそれ自体にその変容が迫られている。

豊かさと健康・長寿を国民の悲願としてきた日本の社会は、地方の豊かな伝統文化と親密な共同の社会を離れ自由で都市的な環境のなかで豊かな生活を実現してきた。科学技術の発展とともに高度な知識・医療と整備された衛生環境によって、世界に類を見ない長寿国、長く生きていく人生を迎え、多かれ少なかれ独りで生きる時代となろうとしている。Great City, Great Solitude : 巨大都市・絶望的孤独! 都市はこのようによばれてきた。ノルベルト・エリアスは、死にゆく者の孤独とは、ひとりで死んでいく孤独ではない、家族からもう歳だから、もう助からないから、といて見放される孤独である、と述べている。親密なはずの家族の人間関係に現代の深い「孤独」がある。現代人は、高度な医療を受けら

れるというただそれだけの理由で高齢者を病院に送ったが、現実には両親を孤独で絶望の淵に置き去ってきたのではなからうか。深い自責の念にかられる。それは「現代」という時代と社会が身の回りから心身の病や老いを隠し、苦しみや死を排除し、日常生活の周縁に押しやってきた近代社会の帰結だった。高度な知識と技術をもつ総合病院ですら、これまで死と正面から向き合うことを回避してきたのである。そして現在、若い夫婦は我が子を産むか否かの決定や、加齢とともに病を得てその治療をすべきか否かまで、その多くを自己の責任で決めなくてはならない時代となっている。そこに周縁に押しやられた世界から再び日常生活の中心へと、今それらが揺り戻されている現実があることを知らされる。

私たちは豊かさや健康を、そして老いや死を果たして正しく認識してきただろうか。しかし、これまで負の認識としかしなかった「生老病死」を現前におくならば、いなむしろそのことによってこそ逆に、この今が、この生が切実なものになってくるのではなからうか。病や死、老いや苦悩を受け入れて生きることによって互いが他者を尊び真に手と手を取り合う世界に誘われるのでなからうか、そのような認識の地平と行の世界が現代社会に待たれる。死の現実を生ききるその叡智こそが遍く宗教的意味世界となろう。そしてここにこそ真の教育・文化の振興があるのではなからうか、そのように思料されるのである。

本講座では、著名な講師陣によって、この今をいかに生きるか、どのような新たな認識や人間のつながりが必要なのか、その叡智を探求する。

国境を越え激動する現代社会、都市的生活を求めて豊かさと長寿、健康を国民の願いとしてきた現代人、老いと病とともに長く独りで生きていく時代となった今、死を前にしてこの今をいかに生ききるか、新たな人のつながりと叡智を模索します。

現代社会を 生ききさる叡智

生老病死をこえて

愛媛銀行寄附講座・聖カタリナ大学「風早の塾」

受講料
無料

前期

- 4/26(金) 10:30～12:00
健康の社会学・総論
ーストレスや病とともに健康に生きるとはー
山崎喜比古氏(日本福祉大学教授・元東京大学医学系准教授)
- 5/10(金) 12:50～14:20
現代スポーツ文化と健康
ースポーツは健康に役立つか?ー
井上 俊氏(大阪大学名誉教授)
- 5/24(金) 12:50～14:20
スポーツと身体社会学
ーPhysical Happinessを求めてー
菊 幸一氏(筑波大学教授)
- 6/7(金) 12:50～14:20
スポーツ社会学の実践
ー逆境を生き抜くエッジワークの世界ー
根上 優氏(聖カタリナ大学人間健康福祉学部教授)
- 6/21(金) 12:50～14:20
病の救済と健康
ホビノ・サンミゲル氏(聖カタリナ大学学長)
- 7/5(金) 12:50～14:20
絆の社会学
ー社会生活をつくり支える(強い絆)と(弱い絆)ー
塩原 勉氏(大阪大学名誉教授)
- 7/19(金) 12:50～14:20
生き方、死に方をめぐる臨床社会学
大村 英昭氏(相愛大学教授・大阪大学名誉教授)

後期

- 9/27(金) 12:50～14:20
心の健康とストレスケア
坂原 明氏(聖カタリナ大学人間健康福祉学部長)
- 10/4(金) 12:50～14:20
死の看取りー緩和ケア、そのめざすところー
柏木 哲夫氏(金城学院学院長・大阪大学名誉教授)
- 10/18(金) 12:50～14:20
現代社会と思春期
ー子ども達の心とソーシャルキャピタル・発達資産ー
朝倉 隆司氏(東京学芸大学教授)
- 11/1(金) 12:50～14:20
スピリチュアリティと現代人の心
ー宗教・霊性・科学ー
島蘭 蓮氏(上智大学教授・元東京大学教授)
- 11/15(金) 12:50～14:20
超高齢化社会の財産保証ー成年後見制度ー
山本 克司氏(聖カタリナ大学人間健康福祉学部教授)
- 11/29(金) 12:50～14:20
コミュニティのちから
ー地域のソーシャルキャピタルの可能性ー
金子 郁容氏(慶應義塾大学教授)
- 12/13(金) 12:50～14:20
健康と地域社会の再生
ー災害からみる地域社会学の課題ー
似田貝香門氏(東京大学防災地域連携ネットワーク代表理事・東京大学名誉教授)
- 1/24(金) 12:50～14:20
総括
本田 元広氏(愛媛銀行頭取)
ホビノ・サンミゲル氏(聖カタリナ大学学長)
コーディネーター他

※講師および講義日程は、変更になる場合があります。



※会場は当日の案内掲示でご確認ください。

受講のお申込み方法

受講ご希望の方は、①受講期間：前期のみor後期のみor通年(前後期) ※以上3項目より選択 ②氏名 ③郵便番号・住所 ④電話番号 をご記入の上、ハガキまたはE-mailにてお申し込みください。E-mailの場合は件名に寄附講座申込と記載してください。

●申込締切【前期のみ・通年(前後期)】

平成25年4月23日(火)

●申込締切【後期のみ】

平成25年9月20日(金)

●問い合わせ先・申込先

〒799-2496 愛媛県松山市北条660番地

聖カタリナ大学 総務課

TEL:089-993-0702 FAX:089-993-0900

E-mail: soumu@catherine.ac.jp

※なお、ご記入いただいた内容は講座以外の目的で使用することは一切ありません。

★出席条件を満たされた方には、各学期の終了時に受講修了証を発行いたします。

【後援】●愛媛県

●松山市教育委員会

えひめ産業振興財団 地域課題解決活動創出助成事業 事業者紹介

四国中央市川之江地区は、歴史あるいりこの産地である。いりこと酒の融合文化をツアー商品として全国に発信、県内外に四国中央市を強力に売り込んでいく。ツアーは「大人の修学旅行」として、いりこせんべい焼き体験、酒蔵見学、いりこ三昧料理によるおもてなし。平成24年度は3回のツアーを試行したが、いずれも好評であった。平成25年度は3回のツアーを本格実施予定である。

<お問い合わせ先>

いりこ倶楽部事務局（山川）

TEL 0896 (58) 1211

FAX 0896 (58) 3171

NPO法人 いりこ倶楽部

四国中央市金田町金川14番地（梅錦山川内）



伊予市中山町佐礼谷は、昔ながらの里山が残る風光明媚な地域である。しかしながら、過疎化は顕著であり、放置すれば限界集落ともなりかねない。

全住民が地域のよさを再認識し、誇りを持てる地域とするため、「生きがい」と「やりがい」のある地域コミュニティを構築していく。

- ① 交流拠点（常設サロン）
- ② 趣味・特技の活用
- ③ 地域の課題・要望の収集
- ④ 手工芸品の広報・販売
- ⑤ 生活支援活動
- ⑥ 誘致活動

NPO法人 佐礼っこ

伊予市中山町佐礼谷丙1233番地



NPO法人 住・環境デザイン研究所

松山市余戸南4丁目13番45号

私たちが長時間を過ごす「住宅」は、地域のエネルギー消費量を左右する要因でもあることから、戸別診断により、効率的で快適な住空間創造に向けた診断フォーマットを構築、生活改善キット（簡易型リフォーム）商品を開発、調査・研究による啓発活動を実施していく。

実際の住宅でモニター調査を経て、診断フォーマット・生活改善キットが完成、平成25年度から販売する。

<お問い合わせ先>

TEL 089 (972) 3474

FAX 089 (973) 0810



NPO法人 わんねすはうす

今治市高橋甲146番地7

過去に「発達障害」や「不登校」などの子供を抱えた経験者や保育士などが中心となって、実際にこれらの悩みを抱える子供や保護者に対して、居場所や交流拠点となる施設を開放、ものづくりを通じた育成支援を実施していく。

- ① 地域生活での居場所作り
- ② グッズの製造
- ③ 啓蒙普及活動
- ④ 啓発活動
- ⑤ 収益活動

<お問い合わせ先>

TEL 0898 (22) 7932

FAX 0898 (22) 7932



えひめ結婚支援センターから考える 少子化対策と地域活性化 vol.2

一般社団法人愛媛県法人会連合会
えひめ結婚支援センター
結婚支援員 能智 千恵子



【成婚者から広がる『愛結び』事業】

今、女性の登録者が急速に伸びている。「えひめ結婚支援センター1対1のお見合い事業『愛結び』会員」は当初男性登録者が7割、女性3割でスタートしたが、先月ついにその比率が逆転した。女友達がこの事業で短期間に結婚したことが、結婚に興味を示さなかった女性たちを動かし始めている。実際に結婚した48組、イベントも合わせると250組を超えるカップル、その女性たちの『口コミ』の力は大きい。

この女性会員が急速に伸びている『愛結び』事業とは、えひめ結婚支援センターが愛媛県の少子化対策事業として、それまでの出会いイベント事業に加えて平成23年度から新たに開始した事業である（図3）。登録には下記のものが必要となり（図1）、登録期間は3年間である。

会員登録に必要なもの

- 入会登録料／10,000円(3年間有効) ※退会時の返金はございません。
- 本籍地の市町村長が発行する「独身証明書」※(戸籍抄本での代理も可)
- 健康保険証(本人及び勤務先の複製)
- 写真付きの身分証1点(運転免許証、パスポート、写真入り住居カードなど)
- 顔写真用写真1枚(本人のみが写り、3ヶ月以内に撮影されたもの、上半身でしめ程度のおおきさ) ※任意で全身写真1点を追加可
- 入会申込書 ※パソコンまたは携帯から入会申込みの場合は不要
- 委任状 ※代理登録の場合

※1 独身証明書の発行については本籍地の市町村役場にお問い合わせください。
※証明書はコピー後お返しします。

(図1) 会員登録に必要なもの

また、登録に関しては、UターンIターンを想定し、愛媛県民に限らず県外の方も登録でき、本人のみならず親族による代理登録も受け付けている。

【始まりは出会いイベント】

えひめ結婚支援センター（以下センター）が開設したのは、2008年11月。「結婚はしたいが出会いの場が無い」との声を受け、愛媛県の少子化対策事業として、進行する晩婚化及び非婚化に対応すべく、独身男女に出会いの場を提供することを主な目的として設立された。委託先として、一般社団法人愛媛県法人会連合会（図2）が選ばれ、企業と協力した体制で順調な事業運営をおこなっている。



一般社団法人愛媛県法人会連合会は、全国に90万社の法人会員、41都道県に442の単位会を擁する法人会の県連組織であり、県下に8単位会（会員企業およそ15,000社）を有し、商工業を中心に農林水産業やNPO、医療法人・社会福祉法人、各種組合や団体など多種多様な業態が加入し、「よき経営者をめざすものの団体」として、「めざします企業の繁栄と社会への貢献」をキャッチフレーズに、税の啓発活動を中心とした地域経済の振興や社会貢献活動など、社会経済の発展に資する事業活動を積極的に行う団体。

(図2) 法人会とは

2008年から始めた『出会いイベント』事業は

入会からお引合せ、そしてご結婚まで



(図3) 1対1のお見合い事業『愛結び』ご利用のご案内

『応援企業』と呼ばれるホテルやレストランといった登録企業がイベントの主催者となり実施している。センターはイベント内容をコーディネートして、メルマガ登録者にイベント情報を配信し、センターのホームページで参加申込を募り、認定企業と一体となって運営している。イベント内容は、パーティーやツアーなど多彩だ。一例を挙げると、男女同数（平均15対15程度）で実施、5分程度1対1のプロフィールトークを参加者が順次全員と行ったあと、気に入った方と自由に話をするフリータイムを設け、イベントの最後にマッチングを行い、カップルになった方のお引合せを行うものである。



(図4) 参加者向けイベントご案内

イベントの参加者の中には、積極的に自分から動くのを苦手としている方も多い。そのサポートを行うため、参加者の間を取り持つ『お節介をする』公的な人としてセンターのイベントでは『ボランティア推進員』を認定し、活躍していただいている。

ボランティア推進員は3つのフォローを行っている。1つ目はイベントでの参加者のフォローで、フリータイム等で参加者が積極的に動けるよう後押しを行っている。2つ目はイベント後のお引合せフォローで、実名や連絡先を交換し、その後の交際がスタートできるようお手伝いを行っている。3つ目は交際フォローで、2週間

と2ヶ月後の定期連絡を行い励ましたりアドバイスを送ったりしている。現在、県下244名の方々にボランティア推進員として無償で活動いただいております、そのサポートを受けた多くの独身者からボランティア推進員に感謝するメールが寄せられ、多方面から高い評価を受けている。

【順調なイベント実施の陰に『出会い難民』】

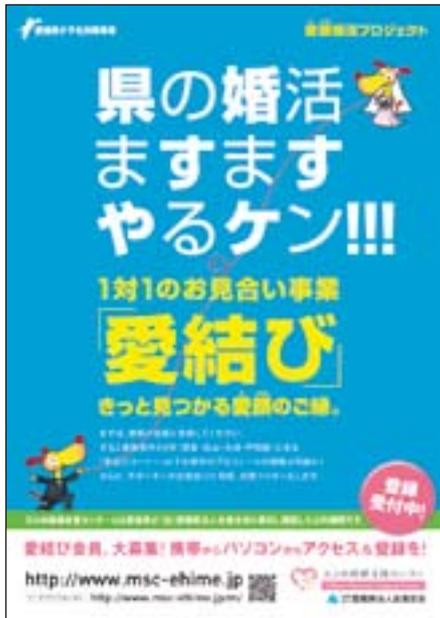
このボランティア推進員の活動を通して、いろいろな独身者の声がセンターに届く。イベントを開始して1年が過ぎた頃から、徐々に、イベントに参加して上手くいく方とそうでない方がいることがわかりました。順調なイベント実施の陰に『出会い難民』がいたのだ。婚活はセンシティブな情報が多い、特定の条件に縛られて婚活をせざるを得ない方も多くいる。例えば、親御さんの介護をされている女性はその地域から動けないので、転職の無い男性を探す必要があったが、イベントでそのような質問を一人ひとりにすることは勇気が要り、結局聞けずにカップリングしたもののお付き合いを始めてから、条件が合わないことがわかってご縁がなかったこととなった。本人もお相手の方もそして介護を受けている親御さんにとっても悲しい結果となり、婚活はしばらくあきらめようと考えたそうだ。「転職のない方を、条件を絞ってお会いできたなら、どれだけ良かったらうか」と、ボランティア推進員からの感想であった。

条件等は異なるが「出会う機会は増えたが結婚には至らない」という同じようなケースがたびたびボランティア推進員の意見交換の場であるようになった。

【先進県から学び、さらに進化した『愛結び』】

同じ頃、議会等からはセンター開設に伴い成婚数への関心・期待が急速に高まりはじめた。当初、多くの県が実施している『出会いの場』を設けることが事業の目的であり、成婚フォローまでは考えていなかったが、愛媛県は、事前にお相手の条件がわかる結婚支援事業を求める声が強まったのを受け、1対1のお見合い事業『愛結び』(図5)を始める検討に入った。

県の担当者に同行を求められ、お見合い事業の先進県である茨城県に行ったのは、平成22年



(図5)『愛結び』ポスター

の秋だった。茨城県は平成18年度からお見合い事業を実施しており、県内5ヶ所にセンターを構え、職員24名の体制で運営、平成22年10月末時点での約4年間の実績は会員登録者4,721人、会員同士の結婚は167組で、県が実施しているお見合い事業では、全国トップの実績であった。

その内容は、現在愛媛県が採用しているものとほぼ変わらないが、大きな違いが2点ある。1点はIT化である。当時、茨城県は登録を紙ベースで行っており、来所の予約は電話受付、登録会員がお相手を探すのも登録順に並んでいる紙の台帳をめくって探し、希望の相手へのお申込は登録の用紙をコピーして郵送と、全て手作業で行っていた。その郵送数は年間3万通にもものぼる。これらの作業のため、イベントは2名で運営しているのに対し、お見合い事業は20名で運営している状態だった。持続的な運営を考えると愛媛県でその運営体制を整備することは財政面から考えても厳しく、打開策として初期費用はかかるが、効率的で経費が抑えられる「来所予約から閲覧・申込までを一貫としたIT化」をすることとなった。結婚支援においていち早くIT化を行うという、この時点での県の判断が、後に愛媛県がもっとも進んでいると他県から評価を受けることにつながった。

もう1点は、お見合いの希望者同士を引き合わせる『お引合せ』を茨城県は職員が事務所

で行っているのに対し、愛媛県はベテランのボランティア推進員から選ばれた『愛結びサポーター』が担当している。現在、愛媛県の1ヶ月のお引合せ数は100組をゆうに超える。その全てを職員が行うとするならば、どれだけの人員が必要となるだろうか、大変な問題であるが、この対策は迷いなく「ボランティア推進員にお願いする」こととなった。出会いイベントで培われたボランティア推進員の実績は、愛媛県の誇れる実績であり、ただ単にお引合せするだけでなく、交際フォローについても期待できることが大きな理由で、実際その効果は期待以上のものとなった。

【ボランティアとともに問題を解消する体制作り】

事業開始当初、『愛結びサポーター』から問合せが相次いだ。茨城県と同じ方式ではあるが、無償ボランティアによるお引合せを行うのは愛媛県が初めてであり、安心・安全を徹底的に講じているとは言え、予想できない事態が起こることは想定していた。事務局としても、管理・相談体制を充実している。外部からの専門家による支援体制としては、全国的に活躍されている板本洋子氏にアドバイザーとして、しまなみ法律事務所の市川聡毅氏に顧問弁護士としてサポートをお願いした。

一番大きな問題として持ち上がったのは、愛結びサポーターがお引合せ成立後、交際フォローにおいて「交際が始まってからの相手へのお断り」の伝達を引き受けてしまい、トラブルに巻き込まれることであった。センターとしては、お引合せのお断りは愛結びサポーターが行うが、交際は双方連絡先を交換しているのだから当人同士で行うことを想定していたが、愛結びサポーターは昔の仲人さんのイメージで動き、仲立ちをしたと考えられる。無償ボランティアが善意で行ったことであっても交際中止の仲裁であり、誤解が生まれる恐れがあり、愛結びサポーターの精神的負担は非常に大きいものと思われた。

対策として、「交際が始まってからの相手へのお断り」は本人同士で行っていただき、愛結びサポーターが仲立ちをしないよう研修や事

例集を通じて徹底した。交際フォローは、現在のお相手の気持ち確認や本人自身の心の整理に対するアドバイスなど、結婚支援には欠かせないもので、献身的な愛結びサポーターは会員にとっても大きな存在となっている。

問題はどのような事業においても発生し、いかに迅速に対策を打てるかが重要である。今後も愛結びサポーターとともに良い方法を探り、アドバイザーや顧問弁護士の指導を受けて、安心・安全をキーワードに成長するセンターでありたいと考えている。



(図6) ボランティア推進員・愛結びサポーター認定式でのグループトーク

【地域活性化への貢献】

愛結び事業は出会いイベント事業と異なり、直接的な観光資源の活用や経済効果の面から地域活性化とは関係ないように思われるが、登録会員は愛媛県下全市町に及び、お引合せは地元登録応援企業を使用しており、その回数は既に累計1670回に及んでいる。通常、結婚までの交際期間は4年といわれるが、現在までの成婚者は全て1年以内の成婚である。人口減少に悩み、最も厳しい状況にある過疎地域においては大きな期待が寄せられている。先出の茨城県では、入会登録料を市町が負担するところもあるほどだ。

また、大都市圏で広報イベントを行うことにより、県外登録者の増加を目指し、Iターン・Uターンにつながる活動を行っている。県外登録者がお引合せで松山を訪れ、不成立だったにも関わらず、その風土に魅せられ移住を検討したいとのお礼のメールが届いている。愛媛県は全国的にみてまだまだ知名度が低い、都会にはな

い「おもてなしの心」があふれる県の良さを知ってもらうためには、どのようなことであれ、観光地以外の場所にも一度足を運んでもらうことが重要である。昨年12月6日東日本版の朝日新聞に「愛媛県の婚活はすごい」と報道された。これは、ボランティア推進員の活躍や登録数・イベント実施回数の伸び、IT化などを評価されたものと思われるが、効果は大きい。婚活を考える独身者が、愛媛県の「出会いイベント」や「愛結び」で出会い、実際に県外から多くの女性が嫁いできており、家族ともども移住した事例もある。愛媛県が「愛の聖地」になり、結婚生活を考える理由の一つになるのではないだろうか。あとはこの活動をいかに県外でも継続し広げていくかである。

さらに、県内においても、この1対1のお見合い事業『愛結び』を含め結婚支援は4～5年の短期的な継続では意味がない。異性との交際に慣れていない方々は、失敗を繰り返しながらも愛結びサポーターやボランティア推進員に励まされ、自分自身を見つめ高めて成婚へとつなげていっている。実際、3年間活動して、やっとお相手と出会えた方もいる。交際期間のフォローも重要だ。また、女性の登録者数がここにきて伸びてきたように、「友人がこの事業による成婚という実例」があるから、勇気を持って登録にきた方がたくさんいる。婚活は周りの人に言われても直ぐに実行できるものではない。本人の努力が必要で、決心とモチベーションが重要。いかに本人のやる気を引き出すかが大切なのだ。その点において、実例と口コミ、実績と報道は大きな力となる。

少子化対策は長期的に取り組まなくては事業の成功はない。政府も少子化対策として自治体が発行している支援事業をバックアップしようと政策の検討を始めていると聞く、社会全体で取り組む環境が整ってきている。今後も、愛結びサポーター・ボランティア推進員・応援企業・協賛企業・各市町や団体等、そして県民の皆様のご理解とご協力を得て、より良い結婚支援事業をめざし、地域活性化や経済効果にもつながる少子化対策として取り組んでいきたい。

愛媛大学森林環境管理リカレントコース の修了について

H24.4.11～H25.3.15まで
愛大リカレントコースを受講

ひめぎん情報センター
主任研究員 井上 心愛



1. 森林環境管理リカレントコースとは

本コースは愛媛大学が林業について学ぼうとする社会人を対象に開講しているコースです。森林環境の保全・資源管理を通して地域の発展を支え、森林が有する多面的機能の持続的発揮や効率的な林業経営・木材利用の推進に必要な知識と技術を持った森林管理の高度技術者を育成することを本コースの目的としています。

2. 平成24年度リカレントコースの授業について

本コースでは平成24年4月11日（水）から平成25年3月15日（金）までの約11カ月間授業が行われました。ここでは、本コースを受講した社会人が1年間で林業技術者となるための、工夫されたカリキュラムが組まれています。

各授業科目は、下表のように、大きく5つのカテゴリーに分けられています。

系列	科目名
基礎系列	森林・林業概論
	森林ビジネス論
精密森林管理	精密森林管理論
	林業 GIS の初歩と実例
森林環境	森林認証概論
	水土保持論
	生態系概論
森林作業	林業機械概論
	路網設計論（含実習）
	林地集約論
森林管理組織	森林関係行政論
	森林関係組織
森林ビジネス	木材加工論
	木材加工論実習
	木造建築概論

(1) 基礎系列

基礎系列では、①森林の持続的管理に向けた施業方法と②森林ビジネスの担い手育成に必要な近代林業の基礎を学びました。前者では植林の歴史や苗木作り、地拵え、植栽（植林）、下草刈り、つる刈り・除伐、枝打ち、間伐、主伐の8つの施業からなる人工林造成の手順について学んだほか、後者からは森林生態系を総動員した林業の確立が必要なことを学びました。

(2) 精密森林管理

この授業は、①森林は「管理」すべき対象であり「管理」という行為は社会経済的な動きに依存していること、また、②森林情報をより正確に第三者に伝える必要があるという意味で「精密」という言葉を用いています。ここでは、GIS（地理情報システム）を用いた森林情報管理の方法について紹介および実習がありました。



(図1) 精密森林管理論

(3) 森林環境

ここでは文字通り森林と環境の関わりについて学びました。森林は木材を生産するだけでなく、①洪水や渇水を緩和する機能、②土砂の流

出や斜面の崩壊を防ぐ機能、③清浄な水を供給する機能、④CO₂を固定化する機能、⑤動植物の生育の場を提供する機能など、多種多様な機能を発揮しています。森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益に適い、経済的にも持続可能な形で木材が生産されることで、森林管理協議会(FSC)から認証も受けられます。



(図2) 生態系概論

(4) 森林作業

ここでは、林業の現場で実際に用いられている高性能林業機械について説明を受けたほか、林地を集約化し、林内に路網を整備することによって労働生産性の向上や伐出経費の低減、重筋労働からの解放が可能であることを学びました。林地を集約化した際の森林所有者におけるメリットは、1セット数千万円もする高額な森林作業機械を個人が購入する必要がなくなり、個人の森林所有者に代わって森林事業者が広域的で効率のよい施業をすることが可能になるところにあります。



(図3) 路網設計論実習風景

(5) 森林管理組織

ここでは、林業について考える上でまず「森林」について考え、次に「林業」「林業事業者」について受講者とともに考えました。林業は生産手段と生産物の区別がないところが、特徴の一つでもあります。つまり、立木は工場というところの原料でもあり、半製品でもあり、最終生成物にもなり得るのです。また、林業行政に関わる多くの方々によるオムニバス形式の授業が行われ、地域の実情に応じた森林施業の指針も学びました。愛媛県産材のセールスポイントは、①安定供給ができること、②品質管理が徹底していること、③多様な製品の供給ができること、④多様な配送に対応できること、の4点が挙げられます。

(6) 森林ビジネス

木材加工論・加工論実習では木材を知り、どのように付加価値を付けていくかについて講義が行われました。木材は天然材料であるため木質的にばらつきがありますが、信頼性を付与するためには乾燥が不可欠であることを学びました。木造建築概論では木造建築材の基礎知識、木構造の設計手法について勉強をしました。



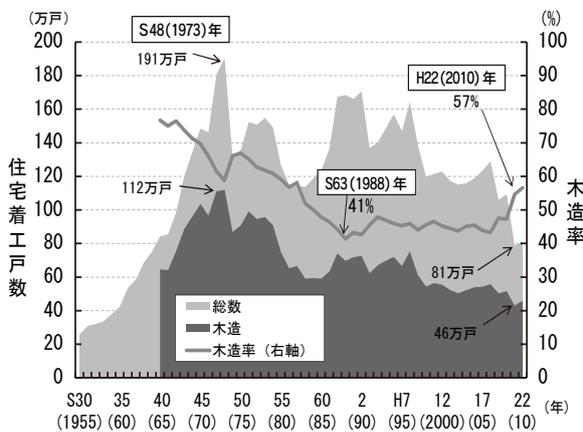
(図4) 修了式における集合写真

平成25年3月15日にはリカレントコースの修了式ならびに成果発表会を行いました。ここではリカレントの総合コース受講者7名、系列コース14名、計21名が無事卒業しました。リカレントコース修了後は、これまでに培った知識や技術を自分の業務にも生かせるようにして、林業の発展に努めてゆきたいと考えています。

3 わが国の林業の復興のために

現在、日本の林業は衰弱しているといわれています。その理由の一つに住宅需要の減少が挙げられます。日本の製材品出荷量の8割は建築用に向けられているため、住宅建築の動向は木材需要に直結し、ひいては日本林業の盛衰を左右します。

国土交通省の統計によると、新設住宅着工戸数は1973年に最盛期（約191万戸）を迎えた後、減少に転じています。リーマンショックの影響で景気が落ち込んだ2009年の新設住宅着工戸数は78万8410戸で最盛期の4割程度にとどまってしまっており、現在も80万戸前後の住宅着工戸数となっています。



(図5) 年別住宅着工戸数の変化
(出典: 平成23年版 森林・林業白書 林野庁編)

また、住宅建築の構造の変化も日本林業が衰退した一因です。すなわち、機械加工のプレカットの普及と工場の大規模化に伴い、寸法精度に勝り、後からの狂いによるクレームの少ない外材による集成材がシェアを伸ばしています。その結果、全国木材組合連合会によると、木造軸組工法住宅においては、使用される木材の55%は国産材となっている一方で、近年、増加しているツーバイフォー工法住宅、木造プレハブ工法住宅では、それぞれ99%、95%が外材となっています。

日本林業衰退の第3の理由は、燃料革命による木材需要の減少です。1940年～1950年代当時の家庭燃料は木炭や薪が中心であり、炊事や暖房用に広く消費されてきましたが、高度経済成長期には使い勝手の良い電気、灯油、ガスなど

の代替燃料に取って代わられることとなりました。そのため、里山の雑木林等の天然林の価値が薄れたことが引き金となって森林が荒廃することとなり、ひいては日本の林業の弱体化につながっています。

前述のように、日本林業の衰退の陰には木材需要の減少があります。したがって、日本林業復興のためにはまず木材需要の喚起を考えねばなりません。「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年成立、同年施行）の実効性を確保し、公共建築物における木材利用の促進を行うことは、需要喚起の第一歩となります。

外材による集成材がシェアを伸ばしている現在、国産材を使用する合板工場の整備も日本林業の復興に寄与することになると考えられます。国産材の需要を伸ばすためには、需要者のニーズに対応できていない供給体制を刷新し、住宅メーカー等のニーズに対応した乾燥度合い、寸法安定性、強度等を有する品質・性能の明確な木材製品の加工・流通体制を整えることが必要です。

木材を燃料として使用しなくなったことも日本林業の衰退の原因であったことから、燃料としての利用促進も日本林業復興の効果が見込まれます。ペレットストーブの使用促進や石炭火力発電所における木質バイオマスの混合利用などがその良い例となっています。

4 おわりに

森林環境管理リカレントコースを受講することによって、現在の日本の林業が抱える問題点を学ぶことができました。日本の林業が復興するためには、木材品質を向上させて木材需要を喚起することが必須であり、それを後押しするような大胆な施策も必要だと感じました。

[参考文献]

- (1) 平成23年版 森林・林業白書 林野庁編
- (2) 木材革命 村尾行一著
- (3) 国産材はなぜ売れなかったのか 荻大陸著
- (4) 全国木材組合連合会ホームページ

海運業の発達と現状⑤

～世界に誇れる地場産業『愛媛船主』の概要～

前号のひめぎん情報新春号 (No.272) に引き続き、「3.外航海運業の歴史と現状」をご紹介します。

愛媛銀行 審査第一・第二部長兼船舶ファイナンス室長

日野 満



3. 外航海運業の歴史と現状

(4) 近年の海運市況と経営環境

2003年後半から始まった中国の自由貿易による輸入拡大に伴い海運市況は「100年に一度」と言われる未曾有の活況を呈したが、2008年9月のサブプライムローン問題に端を発したリーマン・ショック（リーマンブラザーズ証券の破綻）による金融収縮・市場経済の低下により海運市況は暴落。その後も船腹過剰と欧州経済危機などもあり市況は低迷している。

新造船・中古船価格や運賃・用船料は大幅に下落。「山が高かっただけに谷は深い」といった状況。

①ドライ市況

ドライ市況（外航船の乾貨物の市況）は2003年後半から上昇に転じ、2008年6月にはBDI（バルチック・ドライ・インデックス）は史上最高水準の 11,793 Pointを記録したが、7月以降に下落基調に転じ、その後、9月のリーマン・ショックなどにより海運市況は暴落。2008年12月5日にはBDIは663 Pointまで下落した。

以降、海運市況は暫く低迷していたが、2009年4月～5月にケープサイズが急回復し、同年秋以降はパナマックスやハンディ・バルカーも再び上昇。

しかし、ドライ市況はブーム期に発注された大量の新造船の竣工や中国など新興国向けの荷動きの鈍化などで2010年後半から軟化し、以来ケープサイズを中心として低水準が続いている。

2003年秋から始まったドライブーム（海運バブル）は2010年秋をもって終焉したというのが一般的な見方となっている。最近のボトムは2012年2月3日の647 Point。

※BDIとは1985年を1,000としたドライ貨物の運賃指数。

現在（24年8月31日）BDIは約703Point。現状は、世界を牽引してきた中国経済にかけりが見え、景気低迷している日本の貿易量は減少、米国の景気回復が鈍化、欧州では債務危機・金融不安が問題化するなどで世界全体の海上荷動きは微増。一方で海運バブル期に大量に竣工した新造船が需給バランスを崩す結果となり、運賃・用船料市況が低迷している。一言で言えば「供給過剰」「造り過ぎ」。また、中東・北アフリカの問題で原油価格が高騰し、船社が消費する燃料の価格も上

昇するなど船社の経営を圧迫している。

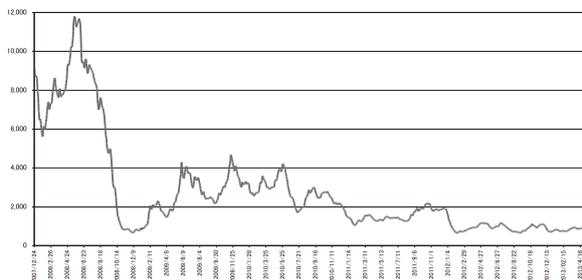
そういった中、中国・韓国・日本の造船所は大量の受注を抱えており、今後これらが計画通りに竣工していけば更に船舶は供給過剰となりマーケットの低迷が長期化するものと思われる。

【2008年市況下落要因】

2008年のドライ市況（スポット）下落の要因は、①2008年7月から始まった北京オリンピック・パラリンピック前後の中国の一時的な生産活動の低下、②ブラジル・豪州の鉄鉱石の一時的な出荷停滞（価格交渉のための出し渋り）、③ブラジル・豪州の積出港の荷役能力向上による沖待ち（滞船）の緩和、④世界経済の悪化に伴う実需のかけり、⑤金融不安による信用収縮、⑥2010年問題など。

【BDIの推移】 ※数値は各月の平均値

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2008年	7,170	6,874	8,063	8,287	10,841	10,245	8,936	7,403	4,975	1,808	819	743
2009年	900	1,816	1,958	1,659	2,540	3,823	3,362	2,685	2,351	2,746	3,941	3,572
2010年	3,168	2,678	3,207	3,043	3,838	3,088	1,910	2,432	2,719	2,693	2,321	2,031
2011年	1,401	1,181	1,490	1,343	1,352	1,433	1,366	1,387	1,840	2,072	1,835	1,869
2012年	1,039	703	859	1,021	1,101	937	1,056	761	707	952	1,025	856
2013年	771	745	876	873								



【夏枯れと干ばつの影響】

ドライ市況は例年、北半球と南半球の穀物出荷の端境期に荷動きが一時的に減少し、また、インドがモンスーン期に入る夏場に低迷。これを「夏枯れ」と言う。そして秋口には北半球の穀物出荷が始まり市況は上昇。しかし、2012年はアメリカが過去56年間で最悪の干ばつに見舞わ

れ、穀物出荷が大幅に減少する見通しであり、穀物輸送を主とする中小型バルカー市況への影響が懸念されている。一方で、北米出しの穀物が減って南米出しが増えればトンマイルが伸びるとの見方（期待）もある。

過去には豪州の豪雨の影響で石炭・鉄鉱石等の積み出しが一時的に停滞しマーケットの下落を招いたこともあった。

② タンカー市況

現状のタンカー市況もドライ市況と同様に低迷。

リーマン・ショック前の2008年は、タンカー市況が高騰していたことや新興国を中心として将来的に荷動きが増加する見通しから新造船発注が急増し、大量の発注残が積み上がった。リーマン・ショック後は荷動きが大きく落ち込んだが、新造船は契約通りに竣工し、大きな需給ギャップが生じた結果、各船種ともどん底に陥った。

リーマン・ショック後も新規発注が続いたVLCCなどは回復が遅れているが、リーマン・ショック後にほとんど発注がなかったLPG船は供給調整機能が働いて市況は回復してきた訳だ。

③ 新造船価格と中古船価格の下落

海運市況の高騰に比例して新造船価格と中古船価格は上昇。市況好調時は、荷動きの増加に伴い船腹需要は旺盛となるが、竣工までに3～4年を要する新造船では間に合わないのが、必然的に中古船価格が上昇。3年先に出来上がる新造船よりも購入直後から使える中古船の方が値打ちがあるということで、ピーク時には10年使用した中古船が建造時の価格以上で売船できたなどという話もある。

しかし、2010年頃から海運市況の下落に合わせて新造船価格と中古船価格は下落してきている。運賃・用船料が下落すると当然に船主の収支（C/F=キャッシュフロー）も低下するので、C/Fから逆算して適正な船価（C/Fで払える額）まで新造船価格と中古船価格が下落している。

【新造船、中古船、用船料の推移】

（単位：船価 百万ドル、用船料 ドル/Daily）

※数値は目安

	2001年	2002年	2005年	2008年	2010年	2011年	2012年
新造船価格（バナマックス型）	22.7	20.5	35.2	53.5	36	31	28
〃（ケープサイズ型）	38.4	35.1	61.6	95.5	59	48.5	46.5
中古船価格（バナマックス型） 船齢10年	9.8	10.8	31.9	59.2	30	20	18
〃（ケープサイズ型） 船齢10年	16	18.3	32	82.3	41	30	27.8
用船料価格（バナマックス型） 期間1年	9,950	9,100	27,855	56,475	21,600	12,500	10,400
〃（ケープサイズ型） 期間1年	14,430	13,600	49,335	116,175	29,000	17,500	10,600

④ 2010年問題

2010年問題とは、ケープサイズを中心としたバルカーの大量竣工によって船腹過剰となり2010年にドライ市況が大幅に下落することを懸念したものだ。

しかし2010年問題については、2008年のリーマン・ショックなどによる金融不安および世界経済の低迷などで2008年頃から前倒しで（船腹過剰・市況下落が）顕在化。現状、実際の竣工量は当初計画と比べて若干

減少（延期しているものもある）しているが、依然として船腹過剰であることに変わりはなく、現状の受注残からしても船腹過剰問題が解消されるのは当面先のことと思われる。その他、新興造船所問題や2014年問題が懸念されている。

【2010年バルカー竣工の減少要因】

2010年のバルカー竣工量を（計画に比して）押し下げた要因は、①新興造船所問題（納期遅れやキャンセル）、②信用収縮による貸出の引き締め・審査の厳格化（船舶建造資金の調達難）、③ドライ市況下落による船主の弱気心理（今後の先行き不安）、④運航コスト（燃料費、船員費、修繕費など）の高騰によるC/Fの低下、⑤日本の船主に限っては円高による収支・資金繰りの悪化、など。

【新興造船所問題】

新興造船所問題とは、造船業に進出したばかりの中国や韓国の民間系造船所が抱える問題のことで、①工場自体の建設資金の調達、②エンジンや鋼材などの資機材の調達（機器メーカーを含む）、③質・量の両面での人材の確保などの懸念材料を指摘しているもの。欧米や中国・韓国などで金融市場の信用収縮が本格化しており、資金調達面の不安が最大の問題に浮上している状況で、契約通りに船舶が竣工できない可能性を指摘しているもの。

【砂浜造船所】

砂浜造船所とは、中国の川沿いの民間小型造船所の俗称。海運・造船市況好況時に参入した中小造船所は、十分な設備や設計図等がないまま砂浜または道路の傍らで船舶を建造していると言われている。中国には約1,500社の造船所があると言われているが、全体の8割を砂浜造船所が占めている。建造量ベースでは国営2大造船グループの中国船舶工業集団（CSSC）と中国船舶重工集団（CSIC）および民間の大手・中手で全体の7割を占めている。残り3割は「砂浜造船所」。

これらの砂浜造船所の手持ち工事は1年～1.5年程度と見られ、採算と資金繰りの悪化で2014年頃までに淘汰されるのではないかと見られているよう。仮にこれらが倒産したとしても建造能力の2～3割程度しか減らず、建造能力の余剰は解消されない。また、世界の海運市況に与える影響はそれほど大きくないと見られている。

⑤ 2014年問題

2014年問題とは、日本の造船会社の新規受注が激減し、「2年後（2014年）には受注残がなくなる懸念がある」ということを言う。海運バブル期に発注された船舶が大量に竣工した結果、船腹過剰により海運市況は低迷しているが、未だ大量の受注残があり2014年頃まで新造船の竣工ラッシュは続くものと見られ、市況回復はそれ以降となると考えられる。また、船主も円高等で業績が悪化しているので新規の受注はあまり期待できず、造船各社の受注残が2014年に底を付く（造る船がなくなる）恐れがあるということ。

これに対し造船各社は現状の受注契約の引延し（操業をダウンし納期を先延ばし）等で操業を確保する一方、船価の引下げ、外貨建ての受注（円貨による低船

価の発注が可能)、エコシップの開発等による新規契約の獲得を行っている。また、一部の造船会社は同業者との連携によるコストダウンや海外進出などを計画・検討している。

2014年問題は円高の影響が大きい日本の海運業・造船業の事情からクローズアップされているが、2014年問題は日本に限ったものではなく、世界的に需給バランスが崩れている状況下、建造量・受注量の多い中国・韓国の造船会社も同じ環境にある。韓国や中国の一部の造船所は業績悪化と過剰設備・借入過多で資金繰り難に陥り、倒産に至る造船所もあるようだ。

海運市況悪化で契約キャンセルも発生しており、また、老朽船のスクラップが進展し、船腹過剰はいずれ収束するものと見られ、それまでは生き残りをかけた「体力勝負」ということになる。

⑥ 船舶経費の上昇

船腹量の増加に伴い船員（特に一等航海士といった士官クラス）の確保が船主の課題となってきた。フィリピン人船員は頭数は多いが、事故を防止するためには熟練で優秀な船員を確保する必要があり、そのために船員費が上昇している。各国（造船所）の受注残高は多額で、これらの船舶が順次竣工していけば船員不足により船員費が更に上昇していく恐れもある。

※船員費はピーク時には年率約10%程度上昇してきた。
※基本的に船員費は増加傾向にあるとしながらも、そのペースはスローダウンしていくと見られている。

船員不足対策として、フィリピン国営の海員学校の増設や日本の海運会社が（フィリピンなどに）船員養成学校を設立するなどして船員の養成が行われているが、充足するには数年かかると見られている。

また、船腹量の増加は修繕ドック不足も招いている。新造船ドックは多いが、船腹量に対する修繕ドックが相対的に不足している状況で、これにより修繕費が高騰。

※各造船所は、手間がかかる割には利幅が薄い修繕事業を縮小し、効率の良い新造船事業を強化しているためでもある。特に大型船対応の修繕ドックは絶対数が不足。また、過密スケジュールのため入渠待ちの日数も長くなりがちで、ドック需要に拍車をかけている。

※最近では新造船の新規受注が難しくなっており、一部には修繕事業へのシフトの動きが見られる。

その他、船腹量の増加⇒事故の増加で保険料率（ロス・レシオ）も上昇し、船主が支払う保険料も上昇してきている。

⑦ 原油価格高騰の影響

原油価格の高騰により燃料価格は上昇（一時よりは下落したがまだまだ高い水準）しており、オペレーターの収益に影響を与えている。用船契約における燃料費はオペレーター負担であるため、燃料価格の高騰はオペレーターの収支に影響し、船主に対する直接的な影響はない。ただし、船主が負担する「潤滑油費」も高騰しており、船主経済に影響を与えている。

※ただし、長期輸送契約については燃料価格や為替レートの変動調整条項が導入されているケースもあり、この場合は影響は少ない。

⑧ 為替相場の影響

為替相場は78円/US\$前後で推移しており、船主の収

支に大きな影響を与えている。船主の円高抵抗ラインは90円前後なので、現状の為替相場水準では若干の「持ち出し」（単船ベースの収支戻は若干の赤字）といった状況だが、過去のストック＝預金が十分あるので、自己資金で収支不足を十分に補填できている。

また、売船の場合は多額の売船代金（US\$10Mill～US\$30Mill）を円転するので、その影響は特に大きいと言える。

【最近の為替相場の動向】

※1995年7月には79.75の円高を記録。

※2010年9月には82円台に円が急騰し、政府による円買介入が実施。

※2011年3月には東日本大震災の直後に76.25円の未曾有の円高を記録し、日米欧の通貨当局による協調介入により何とか80円台へ押し戻した。

※2011年8月1日には米国の債務上限引き上げ交渉が妥結したが、市場は内容が不十分との見方でドルが売られ、一時76.29円まで円高が進行。8月4日には単独介入が実施され80円まで押し戻した。

※2011年8月5日、米国格付け会社「スタンダード&プアーズ」は米国債の長期信用格付けを最高水準の「トリプルA」から「ダブルAプラス」に1段階引き下げ。先に成立した「米連邦債務上限引き上げ法」に盛り込まれた債務削減計画が不十分と判断し、格下げに踏み切ったこと。米国債が最上位から転落するのは初めてのことで、機軸通貨である米ドルの信認は低下。これにより為替市場でドル売りが進み、円高に。

※2011年8月9日、米連邦準備理事会（FRB）は異例の超低金利政策を「少なくとも2013年半ばまで続ける」との方針を表明。為替市場はまたもドル売りとなり、76円台前半まで円高が進行。

※2011年8月19日（NY）75.95円、10月21日（NY）75.78円、25日（NY）75.73円、26日（ロンドン）75.71円、27日（NY）75.67円、31日（オセアニア）75.32円と史上最高値を更新。

※2011年10月31日、日本銀行が単独で円売介入を実施、78円台まで押し戻された。その後しばらくは76円台～78円台で推移。

※2012年2月後半頃から80円台となり、3月15日、84.17円の水準まで円安になった。しかし、ギリシャ問題から欧州の信用不安に発展し、投機資金は安全通貨とされる日本円にシフトされ、9月前半までは78円前後で推移。

※2012年9月13日、アメリカの連邦準備制度理事会（FRB）が量的金融緩和政策第3弾（QE3）を発表し、ドルは円やユーロに対して下落し、一時77.11円まで円高になった。

※2012年9月19日、日本銀行の金融政策決定会合において量的緩和が決定され、一時79.23円まで戻った。

※2012年12月24日、ニューヨーク外為市場で84.95円まで円が売られた。12月16日の衆議院議員選挙において自由民主党が大勝し政権奪回が確定、安倍晋三総裁による経済対策と「円高是正」への期待から円が売られた。この円安に伴い輸出企業の業績回復期待から日経平均は1万円台に上昇。

※2012年12月26日、自由民主党による第二次安倍内閣が発足し、円は85.35円まで売られた（1年8ヵ月ぶり）。安倍総理大臣は日銀法改正を示唆し、2%の物価目標導入を日銀に迫るなど「円高是正」の姿勢を強く打ち出しており、市場が反応した。また、日銀も同月に追

加的金融緩和を実施しており、市場は円安方向に舵を切った。

※2013年3月7日、ニューヨーク市場では米国の景気回復等でドルが買われ為替相場は95円台を記録して、翌3月8日の東京外国為替市場において約3年半ぶりに95円台で推移。

※2013年4月4日、日本銀行で黒田新総裁のもと金融政策決定会合があり、大胆な金融緩和策が発表された。これを受けて翌4月5日には円安・株高が一層進行し、為替相場は一時97円台前半と3年8ヵ月ぶりの円安水準となった。その後、海外市場でも円は売られ98円台で推移。

※2013年5月、米国の経済指標が事前の予想数値を上回り景気回復基調が確認されてドルが買われ、為替相場は100円台に戻り、現在も101円～102円程度で推移。一時103円台も記録。市場の予測では105円程度まで行くのではないかと見られている。日経平均株価は大幅に上昇し15,627円（5月23日）を記録。

【東日本大震災と未曾有の円高】

2011年3月11日に発生した東日本大震災と巨大津波は東北地方の太平洋沿岸に多大な被害をもたらし、多数の人命が失われた。また、東京電力福島第一原発の事故処理は終わっていない。

さて、この未曾有の震災によって日本経済は多大な損害を受け、これにより外国為替市場においても「円売り」が加速すると思いきや、逆に「超円高」に推移。2011年3月17日、為替相場は一時76.25円/US\$の未曾有の円高を記録し、1995年の79.75円を軽く突破。この背景には、一部では、保険金を支払うために生損保会社がドル資産を売って円資金を手当て（円買い）するだろうといった（誤った）憶測もあって投機的な売買が行われたとも聞いている。

【米大手格付け会社2社による主な国債格付け】

《スタンダード&プアーズ》2012年4月26日現在

AAA … イギリス、ドイツ、カナダ、オーストラリア、オランダ、スイス、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド

AA+ … アメリカ、フランス、オーストリア

AA … ニュージーランド、クウェート、カタール、ベルギー

AA- … **日本**、中国、台湾

A+ … スロベニア

A … 韓国、スロバキア

A- … マレーシア、タイ、マルタ

BBB+ … スペイン、南アフリカ、タイ、アイルランド、イタリア

BBB … ロシア

BBB- … ブラジル、インド

BB+ … キプロス

BB … ポルトガル

SD … ギリシャ

※アメリカは2011年8月AAA⇒AA+にランクダウン

《ムーディーズ》2012年7月23日現在

Aaa … スウェーデン、デンマーク、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オランダ、ルクセンブルク、オーストリア

Aa1 … 香港

Aa2 … カタール

Aa3 … **日本**、中国、ベルギー

A1 … 韓国

A3 … 南アフリカ

Baa1 … ロシア

Baa2 … イタリア、ブラジル

Baa3 … インド、スペイン

Ba1 … アイルランド、ハンガリー、トルコ

Ba3 … ポルトガル

B2 … エジプト

B3 … アルゼンチン

C … ギリシャ

⑨ 事業承継問題・相続問題

今、世代交代期を迎えている船主は少なくない。ここで直面しているのが後継者や相続税対策といった事業承継問題だ。瀬戸内の各船主は家業として海運業を営業してきており、計画的に後継者を養成できている。しかし、後継者がいても巨額の相続税支払い負担（リスク）が待ち受けている。

※地方船主は家業として代々海運業を行ってきた経緯があり、大半の船主の株式は代表者またはその一族が所有。

相続に際しては、会社の持つ資産価値で船主株式を評価する純資産価額方式が適用され、さらに国税庁は船舶評価の時価主義を一層明確にしている。そうなる、海運市況は低下したとは言え依然として多額の含み益を抱えている船主会社の1株当りの価値は高額になり、これを相続する後継者に多額の相続税支払い負担がかかってくるということになる。

⑩ 海賊対策等

最近、マラッカ・シンガポール海峡やソマリア周辺で一般商船を対象とした海賊が多発しており、日本の船舶も多数被害に遭っている。船主はそれら海賊に対してあらゆる対策を講じているし、各国政府も軍艦による護衛などの対応を行っている。

【海賊について】

ソマリア周辺海域の海賊はマラッカ・シンガポール海峡などの海賊・武装強盗に比べて犯罪の質と海域に違いがある。ソマリア周辺海域では重火器による船舶への襲撃などマ・シ海峡の事案以上に「海賊の凶悪性」が指摘されている。また、マ・シ海峡は沿岸国の領海内にあるが、ソマリア周辺の海賊被害は「公海上」で多発。

船主の対応としては、海賊船を寄せ付けないようにコンボイ（船団を組む）、スピードアップ、ジグザグ運航、迂回、船員による自衛・武装・監視強化、船体の海賊避け装備（水を放射）など。また、最近では、階段を内部に配置、下層デッキ入口に増厚された鉄製扉を設置、窓ガラスを防弾化などの海賊防御対策が考えられている。

海賊被害に対して船主は戦争保険を掛ける。これにより海賊による船体へのダメージはカバーされるが、海賊が要求する「身代金」まではカバーされないのが、船主は自己資金で解決せざるを得ない。

※身代金の支払は合法との判例もあるが、保険の対象となるかどうかは不明。

国土交通省の発表では、2009年7月の海賊対処法施行から2012年6月末までに行われた護衛活動は327回で、護衛対象となった船舶数は2,581隻。護衛依頼を申請した事業者は746社で、このうち外国船社は49ヶ国・648社。

法律の基礎の基礎④

～判例について～

愛媛銀行 営業統括部
弁護士 岡本 真也



1. 判例の先例的意義

2012年秋号において、裁判官が依拠する「法令」として判例法があり、判例法とは先例的意義を持った裁判例のことであるという話をしました。それではどのような場合に裁判例が先例的意義を持つのでしょうか。

まず、最高裁判所の判断は法令解釈を含む限り先例的意義を持ちます（最高裁判所判例のことを、狭い意味で「判例」といいます）。裁判例が法令としての位置付けを得るには、裁判所の判断に安定性が求められますが、最高裁判所の法令解釈に関する判例を変更するには必ず15人の最高裁判事全員で構成される大法廷で審理し、その過半数が賛成する必要があります（裁判所法10条3号・77条1項）。判例変更には厳格な手続を要求する裁判所法の規定により、最高裁判例の安定性が担保されており、最高裁判例は判例法として機能します。また、このことは高等裁判所以下下級裁判所が最高裁判例に事実上拘束されることも意味します。下級審が最高裁判例に反する法令判断をすることは可能ですが、当事者に上告されれば判例変更がない限り確実に否定されます。したがって、下級審裁判官は最高裁判例によほどの不合理性を感じない限り最高裁判例に反する判断はしません。

次に、下級審が法令判断を示した法令分野のうち、最高裁がいまだ判断を下していない分野はどうでしょうか。最高裁に上告するか

否か、また判決を得ずに和解するか否かは当事者の自由ですから、このようなことも十分にあり得ます。この場合、その法令分野につき下級審の裁判例のみ存在することになります。下級審は全国にたくさん存在し、判例変更に関する厳格な手続も要求されていないため、判断が不統一になり得ます。したがって、下級審判例には安定性がなく、直ちには先例的意義を持ちません。しかし、多くの下級審が同様の法令判断をしている場合は、下級審の判断が安定したとして先例的意義を持つことがあります。下級審裁判例も、判断が安定することにより判例法になり得ます。よって、実務においては下級審裁判例の動向にも注目する必要があります。

2. 判例の読み方

判例は大まかに言えば主文と理由から成ります。主文は当事者に対する拘束力を伴う部分ですが（「被告は原告に金100万円を支払え」等）、結論しか記載されていないのでほとんど読む意味はありません。実務で重要なのは理由の部分で、ここに認定された事実と争点に対する判断が記載されています。

まず判例を読むに際して注意しなければならないことは、裁判所の司法権は具体的な事件を解決する限度でしか行使できないことです（昔、何の事件性もなく「自衛隊は憲法違反だ」と訴えた者がいましたが、あっけなく

門前払いされました)。したがって、裁判所の法令判断も具体的事件に即して行っており、事案が違えば裁判所の判断もストレートに活用できない場合があります。判例を読む際には、裁判所の法令判断のみを読むのではなく、どのような事案であったかを見る必要があります。

次に、最高裁判例と下級審裁判例では構成が違うことにも注意が必要です。下級審は証拠から事実認定をして法令解釈に当てはめる作業をしますが、最高裁は事実認定にはノータッチで、法令判断の適否のみ判断します。したがって、最高裁判例には事実認定のくだりがありません。最高裁判例の事案を知りたいければ、下級審裁判例を当たる必要があります。一方、下級審裁判例は事実認定を行う分、長文になっています。正確に事実を掴むには原典に当たるのが一番ですが、時間がない場合は判例時報や判例タイムズ等実務家や研究者が執筆している解説（判例講釈）を参照するとよいでしょう。

3. 最高裁判例の少数意見

最高裁は事実認定をしません、一方で下級審裁判例にはない特徴があります。下級審の裁判体は裁判官が多くても3人、通常は1人です。一方、最高裁は小法廷で5人、大法廷ならば15人です。また、裁判官はそれぞれが独立し、良心に従って判断することから、反対意見も出ます。特に最高裁の法令審査は判例法を形成するという重い意味を持つため、少数意見も記載されることになっています。この少数意見は判例法にはなりません、多数意見よりも詳しく書かれていたり、将来の判例変更の可能性を示唆する等、裁判官の重要な思考を垣間見ることができるため、判例分析には欠かせません。

最高裁の少数意見の種類は以下のとおりです。なお、少数意見に対し、多数意見のことを「法廷意見」といいます。

- ①反対意見…法廷意見の結論（主文）と異なる結論が導かれる意見。
- ②補足意見…法廷意見の結論および理由のいずれにも賛成だが、さらに理由を追加補足する場合の意見。
- ③意見…法廷意見の結論には結果的に賛成だが、理由が異なる場合の意見。

4. 裁判例の示し方

文献に裁判例を引用する場合、例えば「最判平24. 4. 1民集67. 1. 234」等と示されます。これは「最高裁判所平成24年4月1日判決最高裁判所民事判例集67巻1号234頁登載」という意味です。同一日に同一裁判所で複数の判決が出る可能性があるため、搭載判例集で特定します。

「最」が最高裁判所を示します。さらに詳しく「最大」「最一」等と書かれることもあり、それぞれ「最高裁判所大法廷」「最高裁判所第一小法廷」の意味です。下級審ならばたとえば「高松高」「松山地」「松山地西条支」（西条支部のこと）「松山家」「宇和島簡」等です。

「判」が判決の意です。裁判所の判断には判決と決定があり、決定の場合は「決」と記載されます。

「民集」の部分が登載判例集を示します。判例集は数多くありますが、主要なものを示しておきます。なお、①②は裁判所公式の判例集であり、③以下が公刊物でない判例集です。③以下には判例講釈も載っています。

- ①民集…最高裁判所民事判例集
- ②刑集…最高裁判所刑事判例集
- ③判時…判例時報
- ④判タ…判例タイムズ

なお、判例集に登載される裁判例は事実認定や法令解釈につき意義が認められるもののみであり、ほとんどの判決は登載されません。

消費税率引上げに伴う経過措置について

愛媛銀行 営業統括部
税理士 山本 昭男



改正消費税法は、**施行日（平成26年4月1日）**以後に行う資産の譲渡及び課税仕入れ等について**新税率（8%）**が適用され、施行日以前に行う資産の譲渡及び課税仕入れ等については**旧税率（5%）**が適用されます。

つまり、**資産の譲渡等が行われた日が平成26年4月1日前か否か**により適用税率が異なります。

例えば、平成26年3月31日までに売買契約していた商品について納品が4月1日以後になった場合には、8%の税率が適用されることになります。

しかし、全ての取引について一律に引き上げられるのではなく、契約の実態、対価の支払いの実態及び料金確定手続きの実態等を踏まえて種々の税率に関する経過措置が設けられています。

今回の改正政令（3月13日公布）で経過措置の対象となった取引の主なものは次のとおりです。

1. 工事等の請負契約に基づく課税資産の譲渡

指定日の前日（平成25年9月30日）までに締結した請負契約に基づいて、平成26年4月1日（施行日）以後に建設工事等の課税資産の譲渡を行う場合で、次の要件を満たすものは**旧税率を適用**する。

- (1) 仕事の完成に長期間を要するものであること
- (2) 仕事の目的物の引き渡しが一括して行われるものであること
- (3) 仕事の内容につき相手方の注文が付されているものであること

2. 資産の貸付け契約に基づく資産の貸付

指定日の前日（平成25年9月30日）までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づいて、施行日前から施行日以後引き続き資産の貸付けを行っている場合で、契約の内容が次の(1)・(2)、または(1)・(3)の要件に該当するときは、施行日以後に行う貸付けに係る消費税率は**旧税率を適用**する。

- (1) 貸付の期間と貸付期間中の対価の額が定められていること
- (2) 対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと
- (3) 契約期間中にいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと

3. 旅客運賃等を対価とする課税資産の譲渡等

旅客運賃、映画または演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等の対価で**施行日の前日（平成26年3月31日）**までに領収し、施行日以後に乗車等されるものは**旧税率を適用**する。

※平成25年3月25日現在の税制・関係法令等に基づき記載していますので、その後の税制改正等にご留意ください。

改正労働契約法について

愛媛銀行 営業統括部

社会保険労務士 神野 哲夫
一級FP技能士



昨年8月10日に公布された労働契約法の主な改正内容は以下のとおりです。

1. 無期労働契約への転換（第18条）

平成25年4月1日施行

同一の使用者ととの間で有期労働契約（嘱託、パート、派遣、アルバイト等）が**通算5年を超えて反復継続して更新された場合**に、労働者の申し込みにより無期労働契約（通常 正社員）に転換されます。

《留意点》

- (1) 通算5年のカウントは**施行日（平成25年4月1日）以降に開始**された有期労働契約から始まります。（最も早い場合は、平成30年4月1日）
- (2) 契約終了から6か月以上の空白期間（通算期間が1年未満の場合は12分の1以上）があると、カウントはクリアされて新たに1年から開始されます。
- (3) 労働者が無期労働契約への転換の申し込みをすると、当該契約の終了後に無期労働契約に転換されます。
- (4) 無期労働契約への転換後の労働条件は別段の定め（就業規則、労働契約等にて定める）をすることにより変更できます。
- (5) 無期労働契約への申し込みを事前に放棄させること（契約更新の条件に転換しないことを盛り込む、金銭で権利を行使しないことを求める等）は無効となります。

2. 「雇止め法理」の法定化（第19条）

平成24年8月10日施行

次の要件に該当した場合は、雇止めが「客観的に合理的な理由があり社会通念上相当である」と認められない限り、無効となります。

- (1) 実質的に無期労働契約と同様の状態にある
例) 契約が何度も反復継続され、更新手続きもおざなりである。
- (2) 労働者に契約更新への合理的な期待がある
例) 上司から契約更新を期待できるような発言を受けた、実態として多くの人が更新されている。など、いろいろな事情が総合的に勘案されます。

3. 不合理な労働条件の禁止（第20条）

平成25年4月1日施行

同一の使用者に雇用される有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる**不合理な労働条件の相違が禁止**されます。

《留意点》

- (1) 業務内容や責任の程度、職務内容の変更や配置転換の範囲などが考慮され、個々に判断されます。
- (2) 対象となる労働条件は、賃金、労働条件等の基幹的な労働条件だけでなく、災害補償、服務規律、教育訓練など一切の待遇が含まれます。
- (3) 通勤手当、食堂の利用、安全管理について相違がある場合は特段の理由がない限り不合理とされます。

愛媛県内のシニアマーケットについて

ひめぎん情報センター

2013年3月、国立社会保障・人口問題研究所から日本の将来推計人口が発表されました。2040年（約30年後）には人口が約1億7百万人となり、2010年の約1億2千8百万人から約16%の減少となります。高齢化も進み、同期間の65歳以上の人口は、約2千9百万人から、約3千9百万人へと約34%も増加します。

高齢者の生活動態は、地域の行政・産業・文化等に大きな影響を及ぼします。中でも、地域経済との関わりにおいて、高齢者の消費や就業動向が鍵となります。

地域の持続性という点からも、高齢者が快活に働き、収入を得て消費を楽しむことで、地域経済を押し上げる社会の到来を期待するところです。

1. 愛媛県を取り巻く環境

(1) 人口

◎2040年、愛媛県の人口は約107万人になると見込まれており、2010年から見ると、約25%の減少となります。(表1)

(2) 高齢化

◎65歳以上の人口は増加し、2040年には高齢化率が約39%になると見込まれています。県民の約5人に2人が高齢者となっていきます。(グラフ①)

(3) シニアマーケット

◎シニアマーケットは「消費と介護」に大別されますが、総じて1兆円を越える規模です。

◎2010年の市場規模は約1兆2,604億円程度と推計され、内訳は、消費⇒1兆1,442億円、介護⇒1,162億円となっています。(グラフ②、③)

◎消費市場では、食料品の比重が高いのですが、続く交通・通信分野や、今後は、観光、健康分野の拡大も見込まれます。

◎愛媛県の介護市場は、2001年度の720億円から、2010年度には1,162億円へと増加しており、今後も拡大が見込まれます。(グラフ③、④)

自治体	総人口(人)		2010年比(%)
	2010年	2040年	2040年
愛媛県	1,431,493	1,074,618	75.1
松山市	517,231	438,364	84.8
今治市	166,532	113,071	67.9
宇和島市	84,210	51,891	61.6
八幡浜市	38,370	22,438	58.5
新居浜市	121,735	94,403	77.5
西条市	112,091	89,273	79.6
大洲市	47,157	29,529	62.6
伊予市	38,017	26,998	71.0
四国中央市	90,187	66,687	73.9
西予市	42,080	25,242	60.0
東温市	35,253	29,455	83.6
上島町	7,648	4,402	57.6
久万高原町	9,644	4,300	44.6
松前町	30,359	24,249	79.9
砥部町	21,981	16,806	76.5
内子町	18,045	10,721	59.4
伊方町	10,882	5,565	51.1
松野町	4,377	2,410	55.1
鬼北町	11,633	6,874	59.1
愛南町	24,061	11,940	49.6

出典：国立社会保障・人口問題研究所

2. 高齢化社会を迎える事業者の対応

県下の事業者の意向を調査したところ、高齢化社会の到来を、新たなビジネスチャンスと捉え、その対策を前向きに取り組んでいることがわかりました。

- ◎体力や食欲、外出頻度の低下に伴う対応⇒近さ、軽さ、必要量
- ◎使いやすい、分かりやすいIT機器の開発・普及促進⇒ネット
- ◎生活サイクルに応じたサービス⇒早朝営業、粗食用食材
- ◎安全安心な住環境対応⇒治安や生存確認

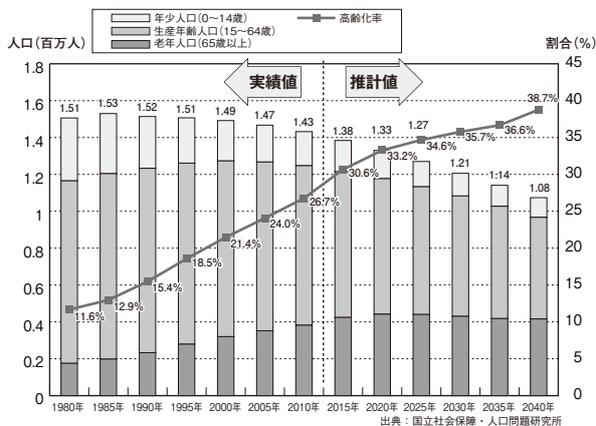
3. まとめ

今後、定年延長や再雇用により定年後も働く高齢者が増加することが予想されます。そうすると、地域経済における高齢者層の存在感は益々大きくなります。

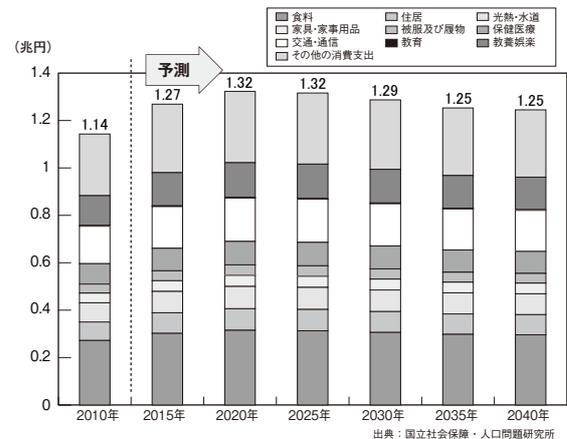
また、高齢者も、元気に働き収入を得る層と、無職で年金収入のみの層に大別され、各々の層でのサービスが生まれることが予想されます。子供や孫のための消費もかなり拡大するでしょう。

高齢化とともに、彼らのニーズを取り込む新たなビジネスが生まれ、定着し、地域経済の牽引役へと成長していくことが望めます。

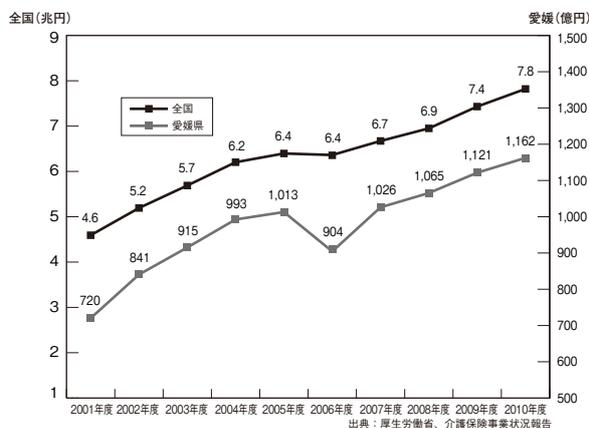
以上



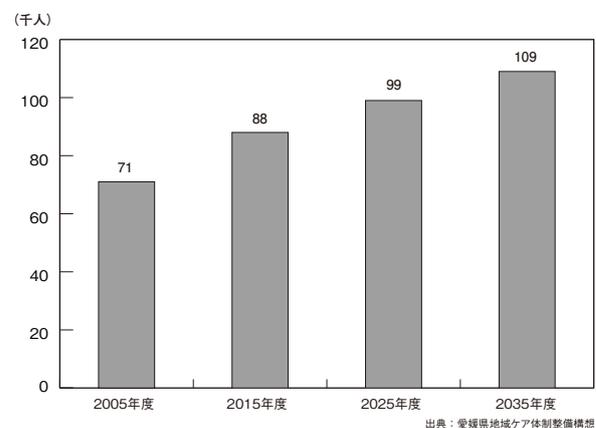
グラフ① 高齢化率推計 (愛媛県)



グラフ② 高齢者の消費動向 (愛媛県)



グラフ③ 介護費用の市場規模



グラフ④ 要介護(支援)認定者数の見通し (愛媛県)

TPP (Trans-Pacific Partnership: 環太平洋 経済連携協定) について

ひめぎん情報センター
研究員 山本 一章



1. TPPとは

TPPとは、2006年5月にシンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4カ国で調印されたP4協定（Pacific 4）から発展した、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な協定である。加盟国間で、関税撤廃だけでなく投資、知的財産など非関税分野も含めた計21分野について交渉を行っている。2010年3月に米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、同年10月にマレーシア、2012年10月にはメキシコとカナダが交渉に参加した。そして2013年3月15日、日本がTPP交渉参加を表明した。日本は、TPP交渉参加11カ国から承認を受け、米国議会による90日間の議論を経て、7月にマレーシアで開催される会合に参加する。

TPPが成立すると、人口が8億人（世界全体の12%）、GDPが27兆ドル（世界全体の38%）の経済圏が成立する。TPPの先には、RCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership：東アジア地域包括的経済連携）やFTAAP（Free Trade Area of the Asia-Pacific：アジア太平洋自由貿易圏）構想がある。これらは、アジア太平洋地域において、関税や非関税障壁を取り除くことにより、モノやサービスの自由な貿易や幅広い分野での経済上の連携の強化を目指すものである。

2. 日本のFTA、EPAに対する取組み

日本は2002年のシンガポールとのEPA締

結を皮切りに、これまで13のEPAを締結してきたが、全貿易品目の約1割にあたる約840品目を関税撤廃の対象外にしてきた。2010年時点での品目ベースでみた日本側の自由化率（10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合）で最も高いのがフィリピンの88.4%、最も低いのがシンガポールの84.4%である（表1参照）。平均自由化率は約86%であり、他の欧米諸国等は90%後半から100%であるのに比べると低い水準になっている。

（表1）日本が締結しているEPA

国名	年月	自由化率 (%)
シンガポール	2002年11月	84.4
メキシコ	2005年4月	86.0
マレーシア	2006年7月	86.8
チリ	2007年9月	86.5
タイ	2007年11月	87.2
ブルネイ	2008年7月	84.6
インドネシア	2008年7月	86.6
ASEAN	2008年12月	86.5
フィリピン	2008年12月	88.4
スイス	2009年9月	85.6
ベトナム	2009年10月	86.5
インド	2011年8月	86.4
ペルー	2012年3月	—

（内閣官房「包括的経済連携に関する検討状況」、外務省HPより作成、ペルーの自由化率については未公表）

※FTA、EPAについて

FTA（自由貿易協定：Free Trade Agreement）とは、特定の国や地域の間で物

品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とした協定である。

EPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）とは、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定である。ゆえにEPAは、FTAより広い分野での自由化を図るものである。

3. 日本が維持したい聖域5分野

表2は、日本が関税維持を目指す5分野である。特にコメの関税率は778%となっており極めて高い。TPPでは高い水準の関税撤廃を目指している為、日本にとっては厳しい交渉となりそうである。

（表2）聖域5分野と関税率

分野		関税率
①コメ		778%
②麦	小麦	252%
	大麦	256%
③乳製品	脱脂粉乳	218%
	バター	360%
④砂糖		328%
⑤牛肉		38.5%

（農林水産省のデータより作成）

4. TPPの影響試算

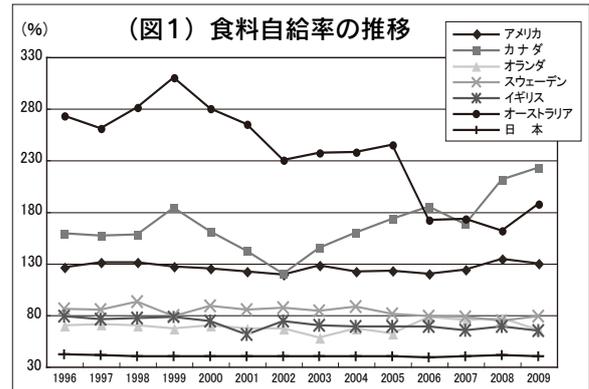
政府が発表したTPPの経済効果の試算によると、GDP（国内総生産）が3.2兆円増加する。内訳は表3の通りである。価格の安い製品が流入し、輸入額が減少するものの、輸出、消費などが増加する。

（表3）

	増減額
輸出	+ 2.6 兆円
輸入	▲ 2.9 兆円
消費	+ 3.0 兆円
投資	+ 0.5 兆円
合計	+ 3.2 兆円

（内閣官房「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」より作成）

一方、政府は農林水産物の生産が約3兆円減少すると試算している。特にコメの生産量は32%減少し、減少額は約1兆100億円となっている。さらに食料自給率（カロリーベース）は27%に低下すると試算している。図1からも分かるように、日本の食料自給率は他国と比べ低水準で、2011年度は39%である（カロリーベース）。



（カロリーベース、農林水産省のデータより作成）

5. おわりに

TPP交渉は早ければ2013年10月に基本合意される。急速なグローバル化が進む中、各国が経済連携を進める動きは加速する一方である。日本は、聖域なき関税撤廃を前提とせず、TPP交渉に臨むこととなるが、肝心なのは国益である。将来日本が世界で存在感を発揮できる枠組みを構築する、その第一歩となることを期待したい。

【参考資料】

- 日本経済新聞
- 「包括的経済連携に関する検討状況」 内閣官房
- 外務省HP
- 「関税撤廃した場合の経済効果についての政府統一試算」 内閣官房
- 農林水産省HP



OLマネー感覚 アンケート調査 (一部抜粋)



【毎月のお小遣い】

全体では平均4万7千円(前回比+7千円)。未婚者は平均6万3,000円(同+1.4万円)、既婚者は2万6,000円(同+1千円)。

【現在の貯蓄額】

未婚者は平均268万円(前回比▲10.7万円)、既婚者は平均522万7,000円(同+4.9万円)。

【貯蓄のタイプ】

毎月一定額を貯蓄している人は全体で58.6%(前回比▲1.0p)、給料から毎月平均3万9,000円(同▲3千円)を貯蓄。未婚者は60.7%(同+3.2p)の人が平均3万5,000円(同▲7千円)を、既婚者は55.0%(同▲6.4p)の人が平均4万6,000円(同±0千円)を毎月貯蓄。

【貯蓄の目的】(複数回答)

全体では「老後に備えて」45.7%、「旅行・レジャー資金」38.3%、「病気や不測の事態に備えて」28.9%が上位3項目。

未婚者では、第2位の「老後に備えて」38.4%が1996年の調査開始以来、過去最高の割合。年金問題など将来に対する不安が大きいためか、若い世代でも老後の備えへの関心が年々強まってきている。

【節約意識】

「節約している」人は、未婚者62.6%と、2009年の調査開始以来、過去最高の割合で、既婚者は78.1%。依然として、既婚者のほうが節約意識は高いものの、未婚者でも節約意識が高まってきている。

【節約しているもの】(複数回答)

節約しているものについては、未婚者では「外食費」51.8%、既婚者も「外食費」62.4%がトップ。また、既婚者では第5位の「自分の小遣い」24.0%が、第11位「夫の小遣い」11.2%を上回っており、妻の夫に対する配慮が伺える結果となっている。

【ボーナスの支給状況】

2012年の冬のボーナスが「ある」と回答した人は、全体で59.6%、平均支給金額は27万8,000円と、2011年の冬のボーナス時よりも支給割合は2.4ポイント、支給額は1万6,000円、それぞれ減少。

【ボーナスの使いみち】(複数回答)

使いみちの上位3項目は、全体で「貯蓄する」(80.0%)、「買物する」(55.3%)、「家に入れる」(28.5%)。未婚者では「貯蓄する」人の割合82.6%(前回比+5.3p)、平均貯蓄金額は14万3,000円(同▲2.1万円)。「買物する」人の割合は、未婚者59.6%(前回比▲5.4p)、既婚者45.6%(同▲20.5p)と、共に減少。ただ、買物に使用する金額については、未婚者8万6,000円(同+2.5万円)は1996年調査開始以来、過去最高金額、既婚者8万5,000円(同+1.1万円)と、共に前回より増加している。貯蓄意識や節約意識が高いものの、使うときには使うという“選別消費”の傾向が強まった

愛媛県内在住のOL 950人を対象に実施。有効回答率は41.5% (394人)。平均年齢35.8歳。

※アンケート結果の詳細については、当行ホームページにて掲載。

(調査時期：2013年2月下旬)

<http://www.himegin.co.jp/>



最近の愛媛県内景気

日本経済は、2012年12月に約3年3カ月ぶりに自民党政権が発足したのを機に景気が持ち直しの傾向にある。安倍内閣はデフレから脱却することを最重要の政策課題としており、2年後には物価上昇率2%の目標を掲げている。

また、黒田総裁率いる日本銀行はその目標を必達すべく、市場への資金供給量を2倍にするという従来とは次元の異なる緩和政策を4月に発表した。それらの政策により、株価が上昇し過度の円高が是正される動きがみられる。

今後は個人消費や設備投資の堅調な推移によって景気好転に期待がかかるが、日本経済が成長軌道に復するかどうかは世界経済の動向など外的要因にも左右されるため、今後も国内外の動向に注視してゆく必要がある。

県内経済について、3月下旬に行った聞き取り調査によると、どの業種においても景気好転による業績改善の期待はあるものの、景気回復の実感はまだわからないとしている。むしろ、為替が円安に振れることで、飼料や燃料費、原材料費等のコスト高を心配する声が聞かれた。

県内経済の先行きについては、電気料金の値上げや円安によるコスト高が企業業績を悪化させる懸念をはらむものの、アベノミクスを追い風に持ち直していくことを期待したい。

生産活動

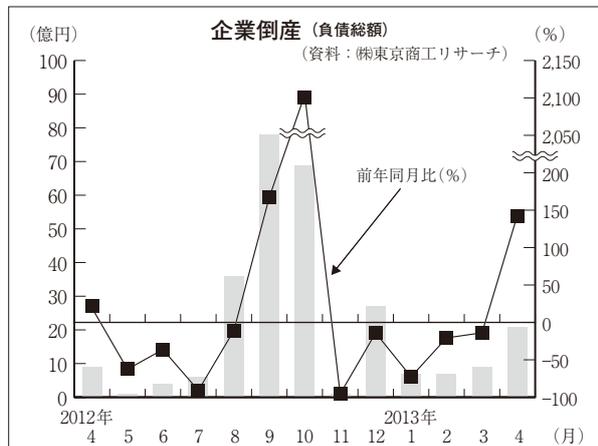
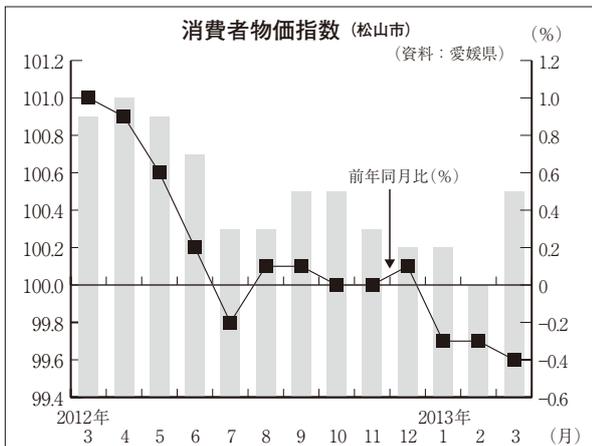
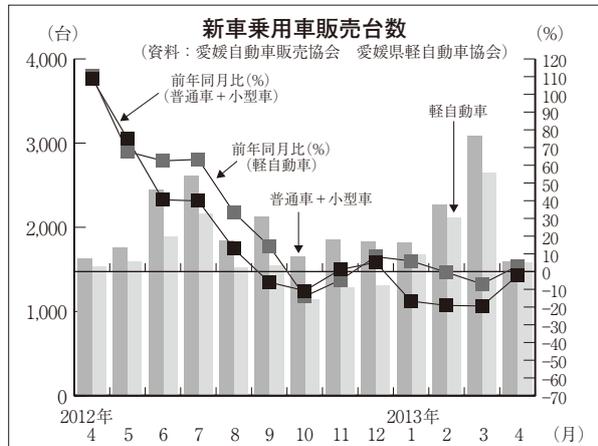
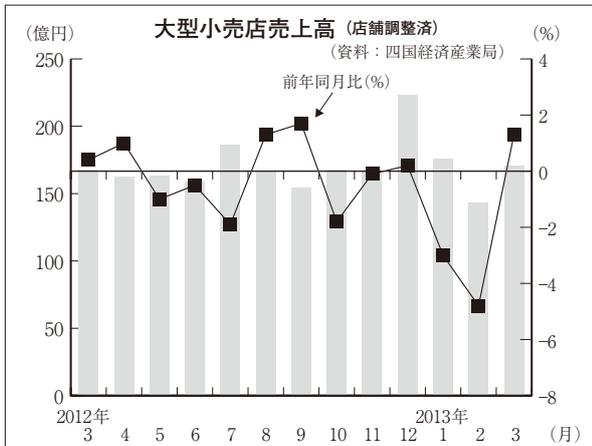
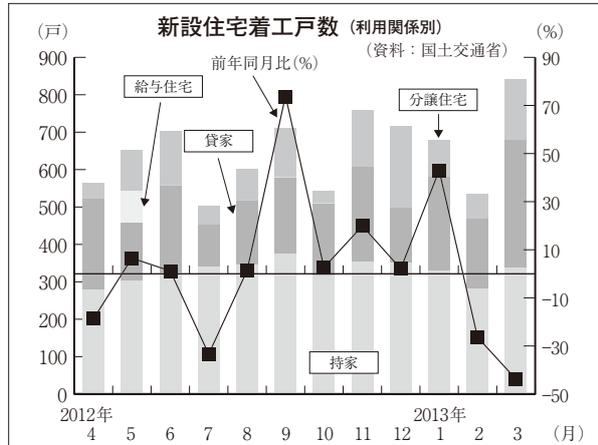
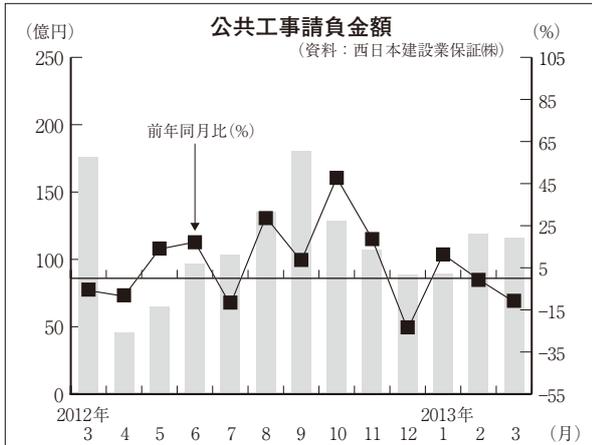
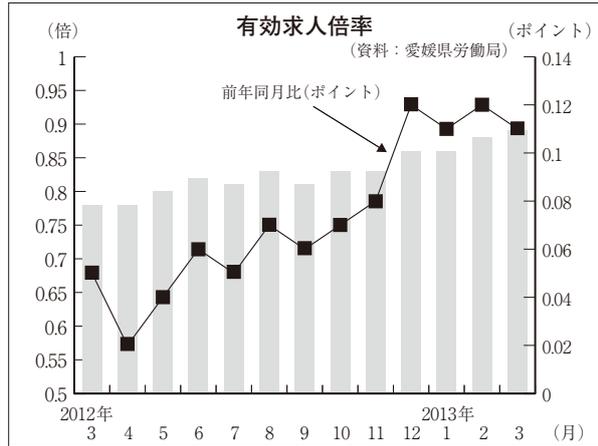
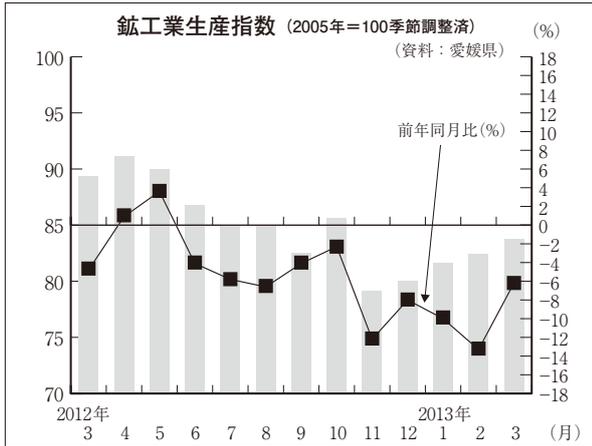
鉱工業生産指数は業種によってばらつきが大きい。同指数は2012年11月に底打ちし、微増の傾向がみられる。しかし、前年同月比は10カ月連続でマイナスであり、特に2013年1月、2月は1割以上の減少となっており依然厳しい状態が続いている。雇用をみると、有効求人倍率は36カ月連続で前年同月を上回っている。また、2012年12月以降4カ月連続して0.85を上回っており、改善傾向にある。

最終需要動向

大型小売店の2012年の総売上高は2,046億円であり2011年と同規模となった。新車販売（普通車+小型車）は、エコカー補助金が2012年9月に終了した影響が続いており、2013年1月～3月は前年同月比が15%以上の減少となった。消費者物価指数は、ルームエアコン等家庭用耐久財の値下がりにより、2013年1月において6カ月ぶりに前年同月比マイナスとなった後、マイナスが3カ月続いている。

企業倒産動向

2012年の倒産件数は92件、負債総額は277億円であり、それぞれ前年比プラス2件、マイナス7億円となった。2013年1月～4月期の倒産件数は25件、負債総額は45億円で、2012年の同時期に比べてマイナス8件、マイナス10億円となった。負債10億円以上の大型倒産の発生が前年は2件だったのに対し、今年は1件であったことが理由であるが、販売不振型の倒産が多い傾向は変わっていない。



ひめぎん情報 2013年初夏号 No.273

発行／株式会社 愛媛銀行 ひめぎん情報センター

〒790-8580 松山市勝山町2丁目1番地

T E L (089) 933-1111 (代)

F A X (089) 933-1207

U R L <http://www.himegin.co.jp/>

e-mail hisc015@himegin.co.jp

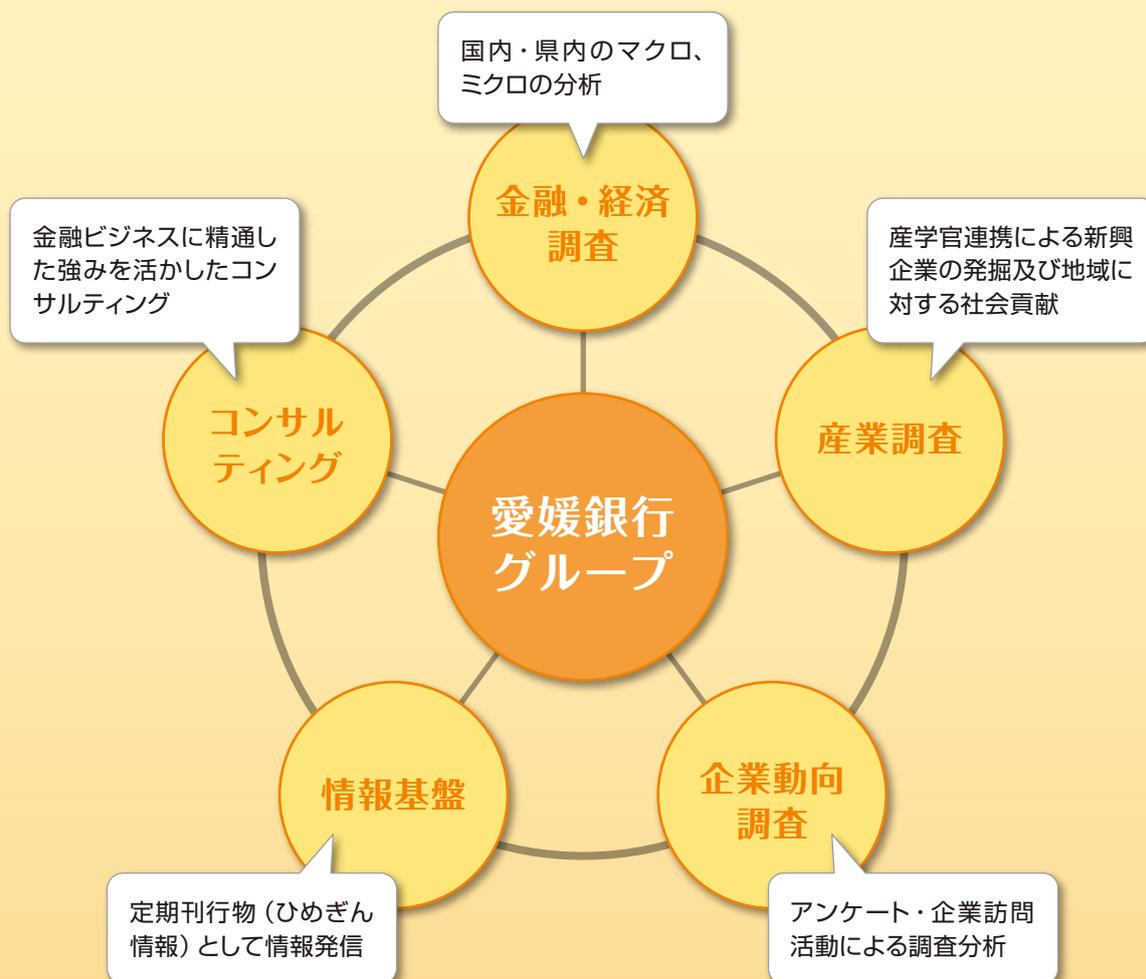
印刷／ニンジニアネットワーク株式会社

〒799-3101 愛媛県伊予市八倉字三ツ又310番地2

T E L (089) 982-4477

ひめぎん情報センター

『ひめぎん情報センター』では、講演会や社員研修会への講師派遣のほか、経済・金融・社会・文化の動向に関する調査・研究・発信を行っております。



愛媛銀行 ひめぎん情報センター

〒790-8580
松山市勝山町2丁目1番地
TEL : 089-933-1111(代)
FAX : 089-933-1207
E-mail : hisc015@himegin.co.jp



この印刷物は、E3PAのシルバー基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています
E3PA:環境保護印刷推進協議会
<http://www.e3pa.com>

この冊子は、資源の有効活用を考え、再生紙を使用しています。



環境に配慮した「植物油インキ」を使用しています